

2 建企第 1 3 1 号
令和 2 年 5 月 2 6 日

関 係 各 位

長崎県土木部

「設計変更ガイドライン」及び「土木設計業務等変更ガイドライン」の改定について

標記について、平成 29 年 5 月 30 日付け 29 建企第 1 3 4 号で通知した「設計変更ガイドラインの改定について」及び平成 28 年 3 月 30 日付け 27 建企第 6 5 2 号で通知した「土木設計業務等変更ガイドライン」について、契約書の改正による条文の修正等に伴い、改定しましたので、お知らせします。

各ガイドラインについて、ご質問等ございましたら、お問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

土木部 建設企画課 技術基準班

TEL：095-894-3025 (ダイヤル)